1	II.	1	i	1
農業用用排水施設	烏帽子	平成 15 年 1 月 25 日	平成 15 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	大倉	平成 15 年 1 月 23 日	平成 15 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	鯨油	平成 15 年 1 月 23 日	平成 15 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	晒	平成 15 年 1 月 28 日	平成 15 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	小野尻	平成 15 年 1 月 28 日	平成 15 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	小野尻	平成 16 年 1 月 22 日	平成 16 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	晒	平成 16 年 1 月 21 日	平成 16 年 3 月 24 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	鯨油	平成 16 年 1 月 14 日	平成 16 年 3 月 25 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	前田	平成 16 年 1 月 21 日	平成 16 年 3 月 15 日	玉名市土地改良区
農業用用排水施設	共和	平成 16 年 1 月 21 日	平成 16 年 3 月 15 日	玉名市土地改良区

熊本県公告第623号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 2 月 3 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により天水町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターサンコー天水店 熊本県玉名郡天水町大字部田見 2265 番地 1
- 2 市町村意見の概要 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室 平成 16 年 7 月 23 日から平成 16 年 8 月 22 日まで

登載依頼

熊本県産業教育審議会公告第31号

熊本県産業教育審議会(第2回)を次のとおり開催します。なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成 16 年 7 月 23 日

熊本県産業教育審議会

1 開催日時

平成 16 年 7 月 28 日 (水)

午後1時30分から3時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

- 3 協議
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - (2) 副会長選出
 - (3) 「専門高校におけるキャリア教育の在り方について」
 - (4) 専門委員会について
- 4 傍聴人の定員

10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時20分まで会場入口において行い、事務局長(熊本県教育庁高校教育課長)が認めたうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
 - (2) 受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県産業教育審議会事務局(熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係) (電話 096・383・1111 内線 6658)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 122 号

マダイ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 16 年 7 月 23 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝 天草海及び不知火海の次の1に掲げる区域内において、2に掲げる期間は、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

1 指示の適用区域

(1) 天草郡苓北町地先

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草郡五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上20.4メートルのところ)

基点 2 熊本県漁場基点天第 128 号 (天草郡五和町五通岩灯台)

基点 3 熊本県漁場基点天第 135 号 (天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)

基点 4 熊本県漁業基点天第 137 号(天草郡苓北町と同郡天草町との海岸線における境界)

基点 5 熊本県漁場基点天第 440 号 (天草郡苓北町富岡四季咲岬灯台)

ア 基点1と天草郡五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分、1,980メートルのところ

イ 基点2と天草郡苓北町富岡鵜瀬崎を見通した線から基点2を基点として右へ34度1分、3,520メートルのところ

ウ 基点3と天草郡天草町十三野山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ180度、3,000メートルのところ

エ 基点 3 と長崎県西彼杵郡樺島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 349 度 20 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 5 と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ

カ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

(2) 牛深市深海町地先 (天共第9号共同漁業権漁場内深海町地先)

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点 3、基点 4 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点 1 牛深市久玉町と同市深海町境界二つ石

基点 2 熊本県漁場基点天第 179号 (牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における境界)

基点3 牛深市久玉町と同市深海町との境界 (黒崎)

基点 4 牛深市久玉町と同市深海町との境界東側

ア 牛深市久玉町と同市深海町との境界二つ石から長島行人岳を見通した線と久 玉町小松崎から赤島北端を見通した線とが交わるところ

イ 基点 2 と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草郡新和町立の鼻から河浦町上馬刀島西端を見通した線と が交わるところ

(3) 天草郡栖本町地先(天共第11号共同漁業権漁場内栖本町地先)

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 天草郡倉岳町阿房の浦橋東角

基点 2 熊本権漁場基点天第 215 号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境 界船瀬鼻南端)

ア 基点 1 から天草郡御所浦町黒島北東端を見通した線上、基点 1 から 1,700 メートルのところ

イ 基点2から天草郡御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メート ルのところ

(4) 葦北郡津奈木町地先(火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域

基点 2 葦北郡芦北町木島南端

基点 3 葦北郡津奈木町沖の島北西端

基点 4 葦北郡津奈木町隠瀬崎北西端

基点 5 水俣市西湯の児岬突端

ア 葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界福浦川尻中央点

イ 基点 1 から真方位 351 度 20 分、354 メートルのところ

ウ 基点 1 から真方位 351 度 20 分、1,590 メートルのところ

エ 基点 2 から真方位 180 度、181 メートルのところ